

宇土市地域包括支援センター介護予防支援等 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

当センターは、宇土市から地域包括支援センター業務を委託されています。

ご契約者に対して、これからご利用いただく指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）について、提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 宇土市地域包括支援センターの概要

法人名	社会福祉法人 白日会
法人所在地	宇土市南段原町161-2
代表者	理事長 荒木 美智子
事業所名	宇土市地域包括支援センター
事業所所在地	宇土市南段原町164-5
管理者	平江 博美
指定番号	4301100014
実施地域	宇土市
連絡先	電話 0964-24-1555 FAX 0964-24-1556
営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は除く。
営業時間	8時15分～17時15分 ※緊急の場合には、時間外でも受け付けます。

2 職員体制

保健師又はこれに準ずる者	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上
社会福祉士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務員	1名以上

3 事業の目的及び運営の方針

- (1) 介護保険法等関係法令に基づき、介護予防支援等を行います。
- (2) 利用者のその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行います。
- (3) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択により、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
- (4) 介護予防支援の提供にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。

4 介護予防支援等の内容及び流れ

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面談し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めます。
- (2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を特定の事業者のみ有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) センターの担当職員は、常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族からの提示を求められた時にはいつでも身分証を提示します。
- (4) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
- (5) 前号で作成した介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けるものとします。

5 利用料金

- (1) 介護予防支援等については、原則として利用者の負担はありません。
- (2) センターの担当者若しくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常サービス提供実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となることがあります。

6 個人情報の保護

- (1) 利用者のサービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密や個人の情報等については、利用者または第三者の生命や身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中も契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行い、処分の際にも漏洩を防止します。

7 ハラスメント行為について

以下の行為がありハラスメントに該当すると判断された場合、サービスの提供を中止もしくは契約を解除することがあります。

- (1) 暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発するなど）
- (2) 対象範囲外のサービスの強要等
- (3) 担当計画作成者の身体を触る、手を握る、性的な話、卑猥な言動をする等
- (4) 担当計画者の自宅の住所や電話番号を聞くストーカー行為
- (5) その他センターがハラスメントと認める行為・言動

8 高齢者虐待防止の措置に関する事項

センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の防止に関する担当者を置きます。

虐待の防止に関する担当者 宇土市地域包括支援センター管理者 平江 博美

- (5) サービス提供中に、当該センター従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

9 身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 業務継続に向けた取り組み

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するマネジメント提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

- (1) センターは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1.1 感染症の予防及びまん延防止のための措置

センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) センターにおいて、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.2 支援業務に関する苦情

- (1) 支援業務について苦情の申立てがあるときは、迅速で誠実に対応します。
- (2) 苦情を処理するための体制・手順については当センターの苦情処理の概要及びマニュアルに沿って対応致します。

介護予防支援及び介護予防マネジメント業務に関する苦情受付機関

地域包括支援センターの窓口	
宇土市地域包括支援センター 担当：管理者 苦情解決責任者： 社会福祉法人白日会 事務局長	宇土市南段原町164-5 連絡先：0964-24-1555 受付時間：8時15分～17時15分 ご意見箱 センター玄関ホールに設置
市町村窓口	
宇土市役所 健康福祉部 高齢者支援課	宇土市浦田町51 電話：0964-22-1111 受付時間：8時30分～17時15分
公的団体の窓口	
熊本県国民健康保険団体連合会	熊本市東区健軍2丁目4-10 熊本県市町村自治会館内5階 電話：096-214-1101 FAX：096-214-1105 受付時間：9時～17時 月曜日～金曜日

1.3 緊急時の対応

支援業務を実施することによって、事故が発生した時は、速やかに家族に連絡するとともに必要な措置を講じます。

____年 ____月 ____日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 熊本県宇土市南段原町164-5

名 称 宇土市地域包括支援センター

説明者 _____

私は、本書面により、センターから介護予防支援等についての重要事項説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

上記代理人（代筆者）

住所 _____

氏名 _____

（続柄： _____）

